### 議員提出第1号議案

大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例制定 の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議 規則第13条の規定により提出します。

令和5年2月22日

大阪府議会議長 森 和臣 様

提出者

大阪府議会議員 杉 江 友 介 肥 後 洋一朗 原 田 亮

賛 成 者

大阪府議会議員 魚森ゴータロー 坂 上 敏 也 笹 川 おきた 浩 之 理 牛 尾 治 朗 植 田正裕 出 沢 龍 一 前 田 洋 輔 薫 加治木 一 彦 西 田 村昌隆 西 野 修 平 藤

塩 川 憲 史

## 議員提出第1号議案

大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例 制定の件

大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例 を次のように定める。

# 大阪府条例第

地方議会における府民の政治参画 の推進に関する条

我が国では 5 極 めて重要である。諸外国では政治分野における女性の参画が進んでいるが 分野における男女共同参画の推進は、 いまだ政治の場に女性の数は少なく、 政治に多様な民意を反映させる観点 諸外国との格差は広がるばかり

ラスメント行為が、公平な政治参画への 法律第二十八号)が改正されるとともに、 であるとして、 そのような 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 別を問 ず立候補 や議員活動等をしやす 機会を阻害 玉 の実態調査において、 して 11 る実態が示された。 1 環境 整備等が 様々な形の (平成三十年

である。 な政治参画 とりわけ への機会を確保することは 地方議会にとっては、 政治に多様な民意を反映させる観点から、 極 めて重 一要であり 早期 の環境整備 必 要

地方議会に 又は議員若 このような における しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、な理解の下に、府内全ての地方議会に関する議員によるハラス 府民の政治参画を推進することを目指 して、 この 条例 を制 ス 府内 メ ン  $\mathcal{O}$ 

## (目的)

与することを目的とする。 に関する議員によるハラス る男女共同参画 対するハラスメント の推進を図り、 ・絶するため必要な事項を定めること等により、政治分野における男女共同 この条例 の推進に関する法律等の趣旨等を踏まえ、府内全ての地方議会 もって府内の地方議会における府民の政治参画 · (以下 日本 国憲法が保障する基本的 「府内の地方議会に関するハラスメント」 メント又は議員若しくは議員になろうとする者に 人権 の尊重 分 の推進に寄 という。) お

## (定義)

- 第二条 会活動、 とされた 議会、 「政治活 この 条例 者 議員 動等 場 活 以下 叉におお 動 地域における優越的な関係を背景とした言動であって、 という。)上必要かつ相当な範囲を超え、 又は選挙活動(準備活動を含む。)その他の政治活動 いて「ハラスメント」とは、次 「相手方」という。)の政治活動等の環境を害するも の各号に掲げるも 当該言動の相 のをいう。 以
- 動等にお 活 動等に いて不利益を受ける等、 ける性的な言動であって、 相手方の政治活動等の環境を害するもの 相手方がその対応により政治活
- 政治 環境を害す 動等 にお ける妊娠又は出 産に関する言動であって、 相手方の政治
- その  $\mathcal{O}$ 自 由 前各号に ぶがらせとなる言動であって、 慮しても、 を与え、相手方の政治活動等の環境を害するもの 類する相手方に対 方議会」 なお、 する誹謗中傷、 一般に許される限度を超え、身体的 普通地方公共団体の議会をい 日本国憲法が保障する思想の自由、 事実に反する風説 の流

3 議員 を した の候補者となろうとする者を 大阪 府議会議員(以下「府議会議員」という。) 「府議会議員になろうとする者」とは、 (昭和二十五年法律第百号)第八十六条の いう。 0) 候補 大阪 者及 四第 府 議 び 府 項 員選  $\mathcal{O}$ 会 届

(府議会議員等の責務)

- 第三条 治 活  $\mathcal{O}$ 尊厳 よう 動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。 府 を不当に傷 とする者として高 議会議員及 つけ、 び 府 議会議員になろうとする者は、 基本的人権を侵害する行為であることを自覚 い倫理観が求められること及 公職 び ハラスメン に 参画  $\vdash$ Ļ 又 が は 個
- 2 指摘 ハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。 府 9 するよう努める等、率先して大阪府議会(以下 議会議員及 て いる者があるときは、 び府議会議員になろうとする者は、ハラスメン その者に対し当該言動は厳に慎む 「府議会」 べきである旨を トとなる言 という。 から 動 を
- 3 対 府 しても前二 議会議員は、 項の規定に準じた行動に努めるものとする。 府民全体の奉仕者としての立場を自覚し、 常 に か つ、 何 人

(府民の責務)

第四条 ともに、  $\mathcal{O}$ いとする。 府民は、 府 内の地方議会に関するハラス 政治分野における男女共同参画 メ ン 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 推進に 根絶 に協力するよう努 9 VI て 理解 を深  $\Diamond$ 8 るも ると

(啓発)

第五条 に努めるも 治参画への府民 大阪府議会議長(以下  $\mathcal{O}$ لح しする。 の関心及び 理解を深 「議長」という。) めるため、 ک は  $\mathcal{O}$ 条府 例 内  $\mathcal{O}$ 地方 趣 冒 の府民の府民 お  $\sim$ のけ る

(研修等)

- 第六条 大阪 発生することを防止し、六条 府議会において、 るも のとする。 府議会事務 局  $\mathcal{O}$ 職 員そ 府議会からハラスメントを根絶するため、府 府議会議員の政治活動等に  $\mathcal{O}$ 他議長が必 要と認 める者に 関 して 対する研 ハラスメン 修を実施す 議会議員、 事 · 案 が
- 2 を前 議長は、 項の研修に活用 ハラスメ するも ントに関する情  $\mathcal{O}$ とする。 報  $\mathcal{O}$ 収集、 整 理及び 分析に努め、 そ  $\mathcal{O}$ 成果

(人材の育成等)

第七 条 審 知 見を提供する講演会等 策を講ずるも 議を体験する機会の 議長は、 政治 のとする。 分野 提供、 における男女共同参画 0 開催の推進その 地方議会の活動に対する関心を深めこれ 他 が推  $\mathcal{O}$ 人材の・ 進されるよう、 育成及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 活 議会に 用 に 資 必要 お け す

(相談体制の整備)

- を有する者を相談員とする窓 議長は、 弁護士その 他  $\mathcal{O}$ 口を、 ハラス 別に定めるところによ メント事案に 関 す る専 り 門 設置 的 しする。 知 識 又 は
- 2 ₩. 「員又は府議会議員になろうとする者であってハ て る  $\mathcal{O}$ 以 下 「申立人」 とい . う。 ) 長 ラス が 別 メ 定め ント によ るところ る被

る 8 1) を 行うことができる。 吸員に対 以 下 「被害防止措置」とい し、当該 ハラスメント . う。 による被害の ) その他当 継続 該 ハラス 又は 再発を防 メン 止

相 談 事案 への対応)

- 第九条 ことができる。 する 被申 事実を確認するため、申立人、申立人が 前 立 条第二項の規定による相談を受けた相 人 という。)その他関係者からの聞き取り等、 ハラスメントを行 談員 は、 当該 必要な調査を行う ハラス ったとする者(以 メン トに 関
- を 相 得なけ 一談員は れば なら 項に な 規定する調査を行おうとするときは、 あら かじ め 議 長  $\mathcal{O}$
- 3 防止措置 談員は議長にその旨を報告するも 第一項の規定による調査 が必要と相談員が認  $\mathcal{O}$ 結 める場合におい 果、 のとする。 当該 1 ラ て申立 Ź メ ン 人 1 が に 求 関 めるときは L 府 議会に よる被 当該 相害
- よる 相 正談員は、 調査 行動等につ の必要がな 受けた相談が前項の規定に該当 11 て助言するものとする。 いと認めるときは、申立人に相談が前項の規定に該当しな 対い 心申 とき、 立 人又 八が自らとるころは第一項の5 べき措に
- 5 者の意見を求めることができる。 第三項の規定による報告を受けた議 長は 必 要に 応 じ、 他  $\mathcal{O}$ 相 談 員 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$
- 6 議 相 長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障 談員は、相談の受付及び対応の 状況につい て、 議 長 に 報告 す į る t 相談  $\mathcal{O}$ と 員 す は

7

- 当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、 たっては、 11 て慎重 に配慮しなければならない。 申立人及び被申立人の名誉、プライ バ シ 相談に関する業務を行うに そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 権  $\mathcal{O}$ 重 12 . 当  $\sim$
- 8 務を 会派 相 三談員は、 行わ 並びに議員その かなければならないに議員その他の問 本条の 規定に基づく業務を行うに当た の関係者の干渉又は影響を排 V 0 Ĺ 0 7 は、 中立 あ か 5 つ公平に当該 ゆ る政 党及 業 てバ

查 協力義務)

第十条 当該 るよう努めなけ 事案 前 条第一 の申立人、 項の ばならな 規定に 被申立人及び調査 ょ V 0 り相談 員 が  $\mathcal{O}$ 相 対象となっ 談事案に 関する調 た関係者は 査を行うときは これに協 労力す

相 事案関係者の 義務

- 第十一条 定に よる 関す わる者は 相 る事項を公にしてはならな 申立人、 談を行 申 被申立 立人又は被申立人の利益 11 又は相談 人及 び相談 が行 員そ わ れ  $\bar{\mathcal{O}}$ 7 いる旨、相談員の登録を不当に侵害しない 他 の第 八 、条第二 項 発言そ  $\mathcal{O}$ ため 規定に  $\mathcal{O}$ よる 他 同項 相  $\hat{\mathcal{O}}$ 相 内規
- 前 は 項の 正 ち事実に反するも 当該事案に 規定に反 を 守 関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は るた 項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、 め のを公表し、又は当該相談業務を中止し、 必要な措置を講ずるも のとする。 若しくは

- 3 (被害防止措 人を威迫する等、 談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立 置等 人及び相談員を除く第八条第二項の規定による相談に 談員 の業務  $\mathcal{O}$ 公正な遂行を妨げる行為をしてはなら わる 0
- 第十二条 属す この場合において、 会」という。)の議を経なければならない。 メントをしないよう求め、 定による他の る各会派から推薦された議員各一名により構成される協 よる対応が必要と認めるときは、 議長は、 相談員その 第九条第三項 議長は、あらかじめ、 又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。 の者の意見を踏まえ、三項の規定による相談 被申立人に対し、 議長、 談 当該 員 副議長及び議会運営委員の所 0 報 ハラスメ 注意を喚起し、 告 又 議会 ン 同 条第五 (以下「協 1 関 ハラス 府
- 2 を公表することができる。 議を経て、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事 ト被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその 項の全部 他ハラス 又は 協 議会の 一部 メ ン
- 3 あらかじめ、 議長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該 の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなけ その旨を通知し、 その者又はその代理人の出席を求め れば なら 公 表 に係 な 7) 釈明 る者 及 75

(市町村議会との連携)

- 第十三条 市 市 町村議会との連携に取り組むものとする。 町村議会に関するハラスメント根絶のため 議長は、 府内の地方議会に関するハラスメ の活動 ント の支援、 を根 絶する 協働 そ た  $\mathcal{O}$ 8 他  $\mathcal{O}$ 府 府 内 内
- 2  $\mathcal{O}$ の誰もが参加できる研修を府内市町村議会と連携して実施するよう努め とする。 議長は、前項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会の議員及び事務 局 る 職 員
- 3 きる。 談者その があった場合には、 トに 議長は、 ついても、 他当該市町村議会 も、当該市町村議会議員又は当該市町村議会から相談員に対第一項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会に関するハラ 当該相談員に当該事案に関する調査を行わせ、 の関係者に対する必要な助言を行わ せ 及び当該相 ることが しス 相 メ 談 で
- 4 は、 するものとする 議長は、 当該市町村議会議員の承諾の下長は、市町村議会議員から相談 -に当該: が あ った旨 市 町 T村議会の議長に 日の報告を相談日 長に 員 そ から受けた  $\mathcal{O}$ 内容を通 とき
- 5 第十条の規定は、 第三項  $\mathcal{O}$ 規定に . 基 づ 調 查 に 準 甪 す

(取組状況の公表)

第十四条 考とす 議会議 、べき事 議長は、 |員になろうとする者並びに府民がそれぞれその責務を果たす上で参 例等、 実施した研修、 この 条例に 基づ 相 く取組 談の受付及び対応の状況、府議会議員及び  $\mathcal{O}$ 状況を随 時公表 立するも

長が申立人又は被申立人となったときは、 副 議長が 議長 0) 職務を行

の構成 (員の除斥)

第十六条 意があったときは、会議に出席し、発言することができる。 た場合においては、その議事に参与することができない。ただし、協議会の斗十六条 議長、副議長その他の協議会の構成員は、申立人又は被申立人とな 同っ

(委任)

第十七条 議長が別に定める。 この条例に定め るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カュ この 条例  $\mathcal{O}$ 施行 に 関 必要な事 項 は

則

(施行期日)

九条から第十六条まで この条例は、 令和五. の規定工年三月 規定は、今か十三月一日から ら施行する。 和五年三月二十四 ただし、 日 カ ?ら施 第八条第二項及 だする。 び

検討を加え、その結果に基づいて、この条例2 議会は、この条例の施行後三年を目途とし(この条例の見直し) の見直しを行うものとする。て、この条例の規定内容にく 規定内容につ 11 7

#### 提案理由

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。諸外国では政治分野における女性の参画が進んでいるが、我が国ではいまだ政治の場に女性の数は少なく、諸外国との格差は広がるばかりである。

そのような中、性別を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であるとして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正されるとともに、国の実態調査において、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示された。

とりわけ地方議会にとっては、政治に多様な民意を反映させる観点から、公平な政治参画への機会を確保することは極めて重要であり、早期の環境整備が必要である。

このような理解の下に、府内全ての地方議会に関する議員による ハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハ ラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推 進することを目指し、本条例を制定するもの。